

# 山口県報

平成26年  
8月15日  
(金曜日)

## 目次

○告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三  
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (五件) (砂防課) ..... 三

○公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 七  
平成二十六年度砂利採取業務主任者試験の実施 (商政課) ..... 八  
公共測量の実施 (監理課) ..... 八



### 山口県告示第二百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年八月十五日から同年九月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課並びに岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井化学株式会社  
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場  
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 ( $m^3$ /日)力	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 連 続 時 間 の 使 用 方 法 の 概 要
三七一タ	二四〇	平成二六、 九 九	平成二六、 一〇、六	平成二六、 一〇、三一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。



五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
〃	八	通	通	通	通	常
〃	九	最	最	最	最	大
三	八・六	大	大	大	大	常
一〇	二〇	大	大	大	大	最
一	一四	通	通	通	通	常
九	一三	最	最	最	最	大
一	一・八	大	大	大	大	通
一	二	通	通	通	通	常
三	五	最	最	最	最	大
〇・五	一	通	通	通	通	常
一・五	三	最	最	最	最	大
一六、〇〇〇	三三〇、三三三	通	通	通	通	常
二四、〇〇〇	三四六、二九六	最	最	最	最	大

山口県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 副政

道路の種類 県道  
路線名 光上関線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	新	旧			
熊毛郡上関町大字長島字稲積八七七の一地先から同郡同町 同大字字松本八九二の一地先まで	最狭 一四・八 最広 三六・五	最狭 一七・〇〇 最広 三九・〇〇	一五二・六	一五二・六	

山口県告示第二百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域（岩国地域）に係る基礎調査（第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札

参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 副政

- 一 土砂災害特別警戒区域（岩国地域）に係る基礎調査（第三工区）
- (一) 履行場所 岩国市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	一〇七件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十六年八月十四日まで山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
  - 山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
  - 平成二十六年八月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月八日までに発送する。
- 四 その他
  - この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(柳井地域)に係る基礎調査(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るもの)に限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 副政

- 一 土砂災害特別警戒区域(柳井地域)に係る基礎調査(第三工区)
  - (一) 履行場所 周防大島町内
  - (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成二十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一二二件

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者で構成するものに限る。)とする。
  - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
    - 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
    - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十六年八月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
    - 3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
    - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年八月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三九六)にすること。

山口県告示第二百八十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(周南地域)に係る基礎調査(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るもの)に限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土砂災害特別警戒区域(周南地域)に係る基礎調査(第二工区)

- (一) 履行場所 光市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査		八四件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者

で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。))が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十六年八月十四日までに山口県知事が行ったもののうち直近のもの(土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること)。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年八月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三一六四七一)にすること。

### 山口県告示第百八十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(宇部地域)に係る基礎調査(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 土砂災害特別警戒区域(宇部地域)に係る基礎調査(第四工区)
- (一) 履行場所 美祢市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一〇八件

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十六年八月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
  - 山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
  - 平成二十六年八月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月八日までに発送する。
- 四 その他
  - この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六―二一七二二五)にすること。

### 山口県告示第百八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域(下関地域)に係る基礎調査(第六工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(共同企業体に係るものに限る。以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土砂災害特別警戒区域(下関地域)に係る基礎調査(第六工区)

- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第四条第一項に規定する基礎調査	一七三件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる共同企業体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)(が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 競争入札参加資格が公共測量のA等級であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十六年八月十四日まで山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所  
山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成二十六年八月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三一二二二一七二〇二)にすること。



(二七三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 じんじん幸福山口

代 表 者 の 氏 名 山本 憲昭

主たる事務所の所在地 宇部市上条一丁目二番三九一二号

三 定款に記載された目的

障害者及びその家族に対し、継続的な雇用創出と地域住民とのバリアフリー社会を  
目指し、障害者総合支援法に基づき各種事業や社会参画を推進する事業を行うこと  
により、ソーシャルファームの実現を目指し、障害者福祉の充実と地域課題解決に寄与  
すること。

(二七四) 平成二十六年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取  
業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
平成二十六年十一月十四日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号  
山口県庁商工労働部一号会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 砂利の採取に関する法令  
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を  
含む。)
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十六年十月十日(金曜日) から同月三十一日(金曜日) まで(郵送の場合  
は、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一)  
山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し  
た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年  
齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙  
には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の  
開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を  
知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。  
郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と  
朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を  
貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十二センチメー  
トル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	四百円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三-一九三三-  
三二五五)にすること。

(二七五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありま  
した。



平成二十六年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十六年十月一日から平成二十七年二月二十七日まで

平成二十六年八月十五日印刷  
發行

發行所

山口県知事庁